

平成22年1月27日

全国健康保険協会
理事長 小林 剛 殿

全国健康保険協会
運営委員会

平成22年度の都道府県単位保険料率の決定について

標記については、本日、都道府県単位保険料率を含む定款の変更案を了承する。

また、これまでの本委員会や支部評議会における議論を踏まえると、今後、特に下記の点が重要であると考えるので、しかるべく対応を図られたい。

記

1. 家計や経営環境において依然厳しい状況が続く中、全国平均で8.20%から9.34%というかつてない大幅な保険料率の引上げとなることから、加入者や事業主の理解と納得が得られるよう周知広報に最大限努めること。
2. 今般の特例措置の実施によっても保険料率の引上げが今後も避けられない見通しとなっていることから、国庫補助率の更なる引上げを含めた抜本的な対策が講じられるよう、協会として、国及び関係方面に積極的に働きかけていくこと。
3. 協会としても、保険料負担をできるだけ軽減できるよう、保険者として自ら実行できる対策に最大限努めるとともに、支部評議会での意見が協会全体の運営により反映できる方策や協会事業の将来ビジョンの策定について検討を行うこと。